

# 20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になった方、病気や事故で障害が残った方、家族の働き手がなくなった方を働いている世代で支えようという考えでつくられたものです。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。  
20歳を迎えた方で、国民年金の第1号被保険者(※)に該当する方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」等が届きます。内容をご確認いただき、国民年金保険料の納め忘れがないようにしてください。

(※)20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等をいいます。(20歳を迎えた時点で配偶者の扶養に入っている場合は、第3号被保険者となり、配偶者の勤務先での手続きが必要です。)

### 国民年金保険料

- ①保険料は、毎月納付しなければなりません。保険料を納付せずに放置すると、将来、年金を受け取ることができなくなる場合があります。保険料は期限までに必ず納付してください。
- ②保険料を前払い(前納)すると、保険料が割引になる制度があります。
- ③所得が少ない等の事情で、保険料の納付が難しい場合は、申請することにより、保険料の免除や納付猶予を受けることができます。
- ④学生は、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。

※①～④の詳細は、明石年金事務所にお問い合わせください。

現金で、6か月分、1年度分、または2年度分をまとめて指定される納期限までに支払うこと。

☎ 明石年金事務所 ☎078-912-4983  
市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当: 簗田順子 ☎43-0501

### 出張年金相談(予約制)

明石年金事務所員が、年金受給に関する相談に応じます。

日時 2月15日(火) 10時～15時30分  
場所 小野商工会館(小野市王子町800-1)  
申込期間 1月5日(水)～1月31日(月)  
申込方法 電話

☎ 明石年金事務所 ☎078-912-4983

### 年金事務所『ねんきんダイヤル』

年金受給に関する相談に電話で応じます。

☎0570-05-1165  
※050から始まる電話からは ☎03-6700-1165

受付日時 ①月曜日～金曜日 8時30分～17時15分  
※月曜日(祝日の場合は次の平日)は19時まで受け付けます。  
②第2土曜日 9時30分～16時

## 市の入札への参加には申請が必要です

市が実施する入札に参加するためには、競争入札参加資格審査の申請をし、審査を受け、加東市指名競争入札参加者名簿に登録される必要があります。入札への参加を検討されている事業者は、必ず申請をしてください。

申請期間 1月17日(月)～1月28日(金)  
申請方法 Web申請  
※詳細は、市ホームページに掲載しています。  
申請区分 建設工事関係、コンサルタント関係、物品・役務提供  
資格期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日



☎ 総務財政部管財課(庁舎4階) 担当: 久後翔平 ☎43-0413

# 令和4年4月に小学1年生になるお子さんがいる保護者の方へ 小学校入学準備に必要な費用を助成します

下記の①～④のすべてを満たす方に、お子さんの入学準備に必要な費用の一部を助成します。

- ①令和4年1月31日時点で、市に住民登録がある
- ②令和4年4月に市内の小学校、および義務教育学校前期課程に入学予定のお子さんの保護者
- ③下記のA～Gのいずれかに該当する世帯
  - A 生活保護の停止・廃止世帯
  - B 児童扶養手当受給世帯
  - C 令和2年度住民税非課税世帯
  - D 令和3年度住民税非課税世帯
  - E 国民年金保険料全額免除世帯
  - F 災害・失業等による税の減免世帯
  - G 令和2年中の世帯の合計所得が認定基準額(下表)以下の世帯

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
認定基準額	1,938,000円	2,421,000円	3,044,000円	3,613,000円	4,149,000円

- 住民税
- 国民健康保険税
- 固定資産税
- 個人事業税

※7人以上の世帯は、6人の認定基準額に1人につき、536,000円を加算します。

- ④他の地方公共団体から小学校入学準備にかかる費用の助成を受けていない、または受ける予定がない

助成金額 小学校に入学するお子さん1人につき 51,060円

申込受付期間 1月4日(火)～31日(月) ※土曜日、日曜日、祝日を除く。 8時30分～17時15分  
(郵送の場合は、1月31日(月) 消印有効。)



必要書類や申込方法等詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎ 教育振興部教育総務課(庁舎4階) 担当: 高橋奈那子 ☎43-0540  
〒673-1493 加東市社50

## 固定資産税の償却資産の申告は1月31日(月)まで

償却資産とは、工場、店舗、アパート等を経営している法人や個人が、その事業の経費に算入することができる機械、器具、備品、設備等をいいます。

償却資産を所有している方には、「令和4年度償却資産申告書」をお送りしていますので、1月31日(月)までに税務課に申告してください。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、「eLTAX」による申告、または郵送での申告をお勧めします。

☎ 総務財政部税務課(庁舎1階) 担当: 岡田美智 ☎43-0395  
〒673-1493 加東市社50

## 家屋を取り壊された場合は税務課にご連絡を

固定資産税は、毎年1月1日時点の不動産所有者に課税します。家屋の取壊しは市でも把握に努めていますが、より確実に正確な課税のためにも、令和3年1月1日から12月31日までに家屋を取り壊された場合は、税務課にその家屋の所在地をお知らせください。

☎ 総務財政部税務課(庁舎1階) 担当: 田中宏樹 ☎43-0395

## 学校給食用物資納入業者登録申請を受付

学校給食センターでは、地産地消を目的に、市内で作られた野菜や果物を学校給食の食材として積極的に使っています。食材の納入を検討されている方は、学校給食センターにお問い合わせください。

### 現在使用している主な野菜



玉ねぎ、大根、ジャガイモ(メークイン)、ピーマン、にんじん、なす、白菜

☎ 学校給食センター 担当: 大久保めぐみ ☎42-0074